

産婦健康診査助成について

飛騨市では産婦さんに産婦健康診査受診票をお配りしています。

下記の注意事項をよく読んで使用して下さい。

- ① 受診票により産後2週間と産後1か月の2回の健康診査の公費負担助成が受けられます。
- ② 受診票は、下記の使用期限内に本人様が使用するものに限り有効です。
- ③ 受診票により公費負担助成が受けられる項目は次のとおりです。

受診票	枚数	検査項目	使用期限
産後2週間 (オレンジ券)	1枚	(1) 健康状態・育児環境の把握 (2) 血圧測定 (3) 尿検査 (4) エジンバラ産後うつ病質問票	産後21日まで
産後1か月 (サーモン ピンク券)	1枚	(1) 健康状態・育児環境の把握 (2) 血圧測定 (3) 尿検査 (4) エジンバラ産後うつ病質問票	産後22日～42日 まで

飛騨市が産後2週間、産後1か月健康診査を委託している医療機関は次のとおりです。

<委託医療機関一覧>

高山赤十字病院（高山市）	アルプスベルクリニック（高山市）
富山市民病院（富山市）	

※委託医療機関以外では償還払いとなります。

償還払いの手続きについて

委託医療機関以外の医療機関に受診された場合、いったん病院窓口で全額支払っていただき、後日飛騨市から助成対象分の費用をお支払いする償還払いとなります。

出産後もしくは使用後、保健センター窓口にて手続きを行ってください。

<請求手続きをされる時の注意>

- ◎ 請求手続きは、使用した受診票を全部まとめて出産後1年以内に行ってください。
- ◎ 確定申告の際、助成を受けた分は医療費の控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

<持ち物>

- 各種受診票・助成券（医療機関で結果・領収欄に必要事項を記入してもらってください）
- 受診票を利用した日または入院時の病院の領収書及び明細書
（新生児聴覚スクリーニング検査は複写用紙の2枚目ピンク色の用紙をお持ちください）
- 母子健康手帳
- 助成券を使用した方の口座の控え

<手続き場所> 受付時間 午前8時30分～午後4時30分（土日祝日を除く）

飛騨市古川町保健センター（ハートピア古川） ☎：0577-73-2948

飛騨市神岡町保健センター ☎：0578-82-2233